

# 論文えんしゅう講義100ガイドス【民法編】講師作成レジュメ

平成30年5月26日(土)

辰巳専任講師・弁護士 松永健一

## 給付危険と対価危険関係の論点

**P1：不特定物の場合の特定の方法（※特定物の場合、契約の成立が『特定』となる）**

→401条2項の「物の給付をするのに必要な行為を完了」とはいかなる行為を指すか。

・不特定物に関する契約については、401条2項の規定によって債権の目的物になると、売主は完全履行義務（調達義務）を負わなくなる。

→そこで、売主を完全履行義務（調達義務）から免れさせるだけの行為が求められる。

→具体的には、**取立債務**の場合、口頭の提供のみではならず、目的物の**分離・準備・通知が必要**であると解する。

**持参債務**の場合、債務者が目的物を他の種類物から分離して、債権者の住所で現実に提供することが必要である（484条）。

※上記のように債権の目的物になると、売主は完全履行義務を負わなくなる以上、**瑕疵ある物**の場合、目的物とはならない。

※もっとも、「債権者の同意」を得ての**特定（合意による特定）**の場合、瑕疵ある物であっても、債権者が『履行認容受領』（瑕疵を甘受するという『性状承認』ではなく、目的物として受け取るが瑕疵についての損害賠償請求権は留保するという『客体承認』を含む）することで、債権の目的物になり得る。

※**種類債権と制限種類債権の区別**

・**種類債権**：一定種類の物の一定量の引渡しを目的とする債権

・**制限種類債権**：種類物を給付すべき範囲に一定の制限が設けられている債権

→種類債権か制限種類債権かは当事者の合理的意思を探ることにより決する。

→さらに、制限種類債権と解した場合、いかなる制限か決めることも問題となる。

（例）倉庫内のワインなのか、ある牧場のワインなのか・・・など

※種類債権は401条2項で確定されても『特定物』ではなく、『不特定物』である。

※『制限種類債権』は『特定』を待たずに履行不能が生じ得る。

→この見解によると、制限種類債権については、債務者は目的物の保管について、一切の注意義務を負わないとするのは妥当でない。そこで、（善管注意義務よりも軽減された）『自己の財産におけるのと同じの注意義務』を負うものと解する。

---

**P2：危険負担の債権者主義（534条1項）の適用範囲の制限**

・双務契約の牽連性から、1つの債権が消滅すれば、もう一方の債権が消滅するのが原則で

ある。(※つまり、危険負担の原則は536条1項となる。)

→534条1項は例外規定である。例外規定の適用は制限的である必要がある。

(債権者が危険を負担する根拠は、目的物が債権者の実際の支配に属したことに求めるべきである。)

→目的物の引渡し・登記・代金支払のいずれかがなされたとき(実質的支配が移転しているとき)から、(対価)危険が債権者に移転するものと解する。

### 債務不履行に基づく損害賠償請求(415条)について

- ①「債務の本旨に従った履行」
- ②「債務者の責めに帰すべき事由」
- ③「損害」

#### ①「債務の本旨に従った履行」に関する論点

**P: 安全配慮義務は「債務の本旨に従った履行」の内容に含まれるか。**

・雇用契約における使用者負う中心的な債務は、賃金支払債務である(623条)。

→しかし、雇用契約において、被用者は人間の身体と切り離すことのできない労務を給付する義務をおっており、しかも被用者は指揮・命令に服さなければならない状況にある。

→よって、使用者は信義則(1条2項)上、被用者が就労するに際して、その生命・身体の安全を保護する付随義務(安全配慮義務)を負うものと解する。

#### ②「債務者の責めに帰すべき事由」に関する論点

**P: 履行補助者の故意・過失**

→履行補助者の故意・過失も「債務者の責めに帰すべき事由」(415条)に含まれるか?

※415条に基づく損害賠償請求権が訴訟物のときに生じる論点である。

・契約関係に入った者は、相互に信義則(1条2項)の支配する緊密な関係に立つ。

→よって、「債務者の責めに帰すべき事由」とは、債務者自身の故意・過失のみならず、信義則上これと同視すべき事由も含まれるものと解する。

→そして、使用者は履行補助者を利用することにより利益を得ている以上、履行補助者の故意・過失も、信義則上、債務者の故意・過失と同視できる。

→よって、履行補助者の故意・過失も「債務者の責めに帰すべき事由」に含まれる。

#### ③「損害」に関する論点

**P1: 損害賠償の範囲(相当因果関係説)**

・損害賠償制度の趣旨: 損害の公平な分担を図ること

→債務不履行により生じる損害には無限に拡大する恐れがあるので、上記趣旨から、賠償すべき損害を社会的にみて相当といえる因果関係の範囲に限定するべきである。

→416条はかかることを定めたものである。

- ・ 1項は、相当因果関係の原則を定め、特に予見可能性を問題にすることなく、賠償すべき損害を現実が生じた全損害のうち、通常予想される因果関係（相当因果関係）の範囲で生じる損害に限定したものである。
- ・ 2項は、当事者が予見し又は予見し得る場合に限り、特別事情を基礎事情として考慮することを明らかにしたものである。

→予見可能性の判断基準時は債務不履行時である。（×契約時）

（∵これから債務不履行をしようという段階でどのような損害が生じるかを予測しえたなら、それを賠償すべきである。）

2項の「当事者」は債務者のみを意味する。（×債務者と債権者双方）

（∵債務者にとって予見可能であれば、発生した損害を債務者に賠償させる方が公平である。）

## **P2：損害賠償額の算定基準時**

### **<通常損害（416条1項）に関して>**

・金銭賠償の原則（417条）から、賠償額の内容は金銭債権に転化した時に確定される。

→したがって、損害賠償請求権という金銭債権に転じた時を基準時とするべきである。

①履行不能の場合は、履行不能時

②履行遅滞による解除がなされた場合は解除時

③履行遅滞後に履行が遅れてなされた場合には履行がなされた時

④現実履行の請求と同時に、それが不可能ならそれに代わる損害賠償を請求する場合は、事実審の口頭弁論終結時

### **<特別損害（416条2項）に関して>**

そして、その後の価格騰貴による損害は、特別事情による損害である（416条2項）。

→したがって、中間最高価格の場合、価格騰貴の事実及びその時に転売して利益を得たであろう事実は特別事情であり、当事者が予見し又は予見し得る場合に限り、最高価格時が基準時となる。

→一方、単純に騰貴を続けている場合は、騰貴について当事者が予見し又は予見し得る場合に限り、事実審口頭弁論終結時が基準時となる。

## 辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内  
TEL086-236-0335